

No.	区分	質問内容	回答
1	全般	QA等の情報が更新される場合、どこに掲載される？	県ホームページに掲載します。
2	補助金	補助金の支払い先は？	本事業の対象は医療機関ですので、支払先も医療機関です。
3	補助金	申請書の「所在地」「代表者職氏名」は法人と病院どちらを記載すべき？	法人の所在地・代表者職氏名になります。
4	補助金	電子データの送付はPDFファイル？	エクセルファイルでの提出をお願いします。様式は県ホームページから入手してください。
5	補助金	申請から支払いに至る流れは？	申請前に別途県に届出を行い、登録を受けていただく必要があります。（令和4年度の同事業において、県に登録された医療機関については、改めて登録していただく必要はありません。）申請は令和5年5月末までに提出する必要がありますのでご注意ください。審査完了後、交付決定通知を送付しますので、通知が届きましたら速やかに請求書を提出してください。なお、審査にあたり実績確認のため追加の資料を求める場合があります。申請内容に不足・不備がある場合は、内容を修正のうえ再提出してください。
6	補助金	申請書や請求書の提出先・提出方法は？	提出先は、県医務課新型コロナウイルス感染症医療支援担当をお願いします。提出方法は電子メールまたは郵送にて提出してください。申請書が届いた場合、メールでその旨返信いたします。1週間経過してもメールが届いていない場合は、確認のお問合せをお願いします。
7	補助金	誤った内容で申請してしまった場合は？	速やかに県医務課新型コロナウイルス感染症医療支援担当にご連絡ください。誤った内容の実績が報告され、給付を受けた場合は、補助金返還の対応を求めますのでご注意ください。実績報告の際は内容を十分にご確認のうえ、ご提出ください。
8	補助金	補助金の使途に条件は？	いわゆる使途限定の「補助金」ではないため、使途に条件はなく、支出の実績を県に報告する必要はありません。
9	届出	事前に県に対し登録等手上げが必要か？	事前に県の登録を受けていただく必要があります。県ホームページで所定の様式を記入の上、県が審査した上で登録した旨を通知します。届出内容については一覧化し、対応可能医療機関リストとして関係部局等に共有します。
10	届出	登録すれば必ず県から要請があるか？	要請にあたっては、要請先の候補となる可能性はありますが、患者の居住地等を考慮するため、必ずしも要請があるとは限りません。
11	届出	届出書の提出方法は？	県ホームページに掲載した様式に必要事項を記載して、 <u>電子メールに添付して</u> 県医務課新型コロナウイルス感染症医療支援担当までご提出ください。詳細は県ホームページをご確認ください。
12	届出	届出の内容に変更が生じた場合は？	最初の届出書に変更後の内容を記載いただき、電子メールで県医務課新型コロナウイルス感染症医療支援担当までご提出ください。その際には、メールの本文等に変更箇所が分かるように記載をお願いします。
13	届出	募集の期限はあるのか？	令和5年5月7日（日）まで（メール必着）とします。
14	届出	かかりつけ患者や嘱託医・協力医療機関の関係にある施設だけの診療なら対応できるが、それでも登録対象か？	患者への外来（往診）提供体制の強化を目的としていることから、 <u>かかりつけや関係性のある施設かどうかに関わらず、県の要請を受け、診療いただくことが登録の条件となります。ただし、その場合において、これらの患者を診察した場合には補助金の対象となります。</u> かかりつけ医を持たない療養者も多くいらっしゃる事が想定されますので、この事業の趣旨をご理解願います。
15	届出	届出以前の外来診療・往診について、補助金を請求できる？	届出を行った医療機関については、 <u>令和5年4月1日以降の補助金の対象となる実績から</u> 請求できます。届出以前に対象となる実績がありましたら、申請の前に実績内容について県医務課新型コロナウイルス感染症医療支援担当にご連絡ください。

No.	区分	質問内容	回答
16	届出	届出していない協力内容について、実際に対応した場合に、請求できる？	例えば、「外来可、往診不可」という内容で届出を提出していたが、実際に県の要請に応じ往診を行った場合は、 <u>往診に対する請求も可能です</u> 。ただし、今後も引き続き届出をしていない内容について対応可能な場合は、届出内容の変更を速やかに申し出てください。なお、そもそも届出をしていない場合は、請求できません。
17	要請	県からの要請方法は？	県（自宅療養支援センター等）から電話により調整を行った後、「 <u>診療要請書兼結果報告書</u> 」をファックス等で送付します。 <u>診療後は速やかに送付した「診療要請書兼結果報告書」に診療結果を記載し、返送してください。</u> 当該資料は、補助金支払いのための根拠資料になりますので、大切に保管しておいてください。
18	対象	補助金の請求の対象となる期間は？	令和5年4月1日から令和5年5月7日までの実績について請求することが可能です。
19	対象	県外在住や外国人の療養者であっても対象か？	県内で療養中の自宅療養者等が対象です。 <u>住所ではなく居所で判断</u> します。県外に住所をもつ方でも療養先が県内であれば対象となります。
20	対象	電話診療またはオンライン診療は対象か？	対象外となります。電話（オンライン）で診療後、処方薬の受け取りのみ来院された場合でも対象外となります。
21	対象	新型コロナウイルス感染症以外の疾病について診療を行った場合は対象か？	県の要請で実施した診療は <u>診療内容に関わらず対象</u> となります。ただし、新型コロナウイルス感染症以外の疾病について診療した場合は公費負担の対象ではありませんのでご注意ください。
22	対象	検査当日に陽性判明し、診療した場合は対象か？	療養期間中の状態悪化等に伴い、県が診療を要請したものが対象となりますので、 <u>検査による陽性判明（診断）から連続して行われた診療については対象外</u> となります。なお、陽性判明（診断）後（ただちに発生届を提出）、改めて県の要請を受け外来（往診）を実施した場合は、陽性判明（診断）と同日の診療であっても、対象となります。
23	対象	濃厚接触者、疑似症患者及び療養解除後の患者の診療は対象か？	対象外となります。ただし、 <u>みなし陽性者の場合は対象</u> となります。
24	対象	陽性判明前に診療した場合は対象か？	対象外となります。
25	対象	自宅療養者から、県の要請なしに直接連絡を受けて診療した場合は対象か？	原則として事前に県から要請があった場合に対象となります。ただし、 <u>夜間や急を要する場合等で事前に調整できない場合は、県の事後承認があった場合に限り対象</u> となります。事後承認でも県から要請書を送付し、報告書を速やかに作成していただく必要がありますので、その場合は事後速やかに（翌開庁日を目途に） <u>県医務課新型コロナウイルス感染症医療支援担当に連絡</u> してください。なお、社会福祉施設等における往診は、後述（39）のとおり県から要請があったものとみなします。 <u>また、県の要請なく医療機関が直接診療した患者の陽性確認ができない場合、本人に診断医療機関から発行されている「診断結果票」の写し等陽性者であることが確認できる資料をご提出いただく場合があります。当該資料の提出がないと承認ができませんのでご注意ください。</u> ※事後の場合は、内容によっては承認できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

No.	区分	質問内容	回答
26	対象	【入院受入医療機関向け】 自宅療養者や施設が救急（119）要請を行い、県の要請なしに診療した場合は対象か？	緊急対応であるため、救急外来で診療後入院とならなかったものについては、県の要請がなくても要請があったものとみなして対象となります。その際は事後速やかに（翌開庁日を目途に）県医務課新型コロナウイルス感染症医療支援担当に連絡してください。県から後日要請書を送付し、報告書を速やかに作成していただく必要があります。 また、県の要請なく医療機関が直接診療した患者の陽性確認ができない場合、本人に診断医療機関から発行されている「診断結果票」の写し等陽性者であることが確認できる資料をご提出いただく場合があります。当該資料の提出がないと承認ができませんのでご注意ください。 ※事後の場合は、内容によっては承認できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
27	対象	同じ患者に対し、異なる診療方法（外来と往診）をそれぞれ実施した場合の補助額は？	外来（初回）、往診（初回）についてそれぞれ申請可能です。社会福祉施設等で療養する往診の場合は対象にならない場合がありますので、施設内療養者への往診にかかる上限額（後述40）を確認してください。
28	診療時間	「夜間」の判断基準となる時間は？	県からの要請時間ではなく、 <u>外来は患者の到着（来院）時、往診は医師の往診先到着時</u> で判断します。 18：00から翌日8：00前までの間に到着した場合は「夜間」となります。申請に虚偽や誤りがあった場合は補助金の返還等の対応を求めますのでご注意ください。
29	診療時間	夜間・土日祝において通常診療を行っている場合でも、夜間・土日祝の基準額が適用されるか？	夜間・土日祝に通常診療を行っているかに関わらず、夜間・土日祝の基準額が適用されます。
30	外来	【入院受入医療機関向け】 県との間で外来受診を調整後、診察した結果、入院必要と判断し、そのまま入院させた場合は対象か？	対象となります。
31	外来	【入院受入医療機関向け】 県との間で入院調整後、診察した結果、入院不要と判断し、そのまま入院させずに帰宅させた場合は対象か？	対象となりますが、事後速やかに（翌開庁日を目途に）県医務課新型コロナウイルス感染症医療支援担当に連絡してください。その場合でも県から後日要請書を送付し、報告書を速やかに作成していただく必要があります。
32	外来	ドライブスルー方式で外来対応した場合は対象か？	対象となります。
33	外来	「1患者あたり」とあるが、複数回または複数日に同じ患者に実施した場合の補助額は？	診療した回数または日数に関係なく、県の要請を受けて初回に実施した実績の基準額が上限額となります。初回が「平日」で、2回目が「夜間・土日祝」であった場合でも初回の「平日」の基準額が適用になります。なお、2回目以降の診療要請についても、初回に実施した医療機関に依頼することが想定されますので、正当な理由なく診療を断らないようお願いいたします。（以下、往診についても同じ）
34	往診（自宅）	「1か所あたり」とあるが、複数回または複数日に同じ患者に実施した場合の補助額は？	診療した回数または日数に関係なく、県の要請を受けて初回に実施した実績の基準額が上限額となります。初回が「平日」で、2回目が「夜間・土日祝」であった場合でも初回の「平日」の基準額が適用になります。
35	往診（自宅）	同居の療養者を同時に2人以上実施した場合の補助額は？	診療した人数、回数または日数に関係なく、県の要請を受けて初回に実施した実績の基準額が上限額となります。1回の往診で初回の患者を2人以上診察した場合でも、「1か所あたり」の基準額を上限とします。
36	往診（自宅）	まずAさん（初回）を往診し、別日（例：3日後）に同じ場所で同居の療養者Bさん（初回）の往診を実施した場合の補助額は？	Aさん（初回）と、別日（3日後）のBさん（初回）は、各診療日に実施した実績の基準額を上限にそれぞれ申請可能です。

No.	区分	質問内容	回答
37	往診（社会福祉施設等）	対象となる施設の範囲は？	高齢者施設（長寿社会課）や障がい者施設（障害福祉課）、宅老所（社会福祉課）等、保健所の判断により施設内療養をしている施設が対象となります。なお、寄宿舎（学生寮や職員寮など）での療養は施設には含まず、自宅とみなします。
38	往診（社会福祉施設等）	「1施設あたり」とあるが、複数回または複数日に同じ患者に実施した場合の補助額は？	前提として、 <u>社会福祉施設等への「1施設あたり」の算定期間は、施設に往診した初回1人目から施設内感染が終息する（施設療養者が0人になるまで）まで</u> となります。診療した人数、回数または日数に関係なく、県の要請を受けて初回 <u>1人目</u> に実施した実績の基準額が上限額となります。初回が「平日」で、2回目が「夜間・土日祝」であった場合でも初回の「平日」の基準額が適用になります。※自宅とは取り扱いが異なりますのでご注意ください。
39	往診（社会福祉施設等）	同じ施設の療養者を同時に2人以上実施した場合の補助額は？	
40	往診（社会福祉施設等）	まずAさん（初回）を往診し、別日（例：3日後）に同じ施設の療養者Bさん（初回）の往診を実施した場合の補助額は？	
41	往診（社会福祉施設等）	施設が終息しているかどうか、どうやって把握するのか？	
42	往診（社会福祉施設等）	施設の嘱託医（協力医療機関）だが、当該施設患者の外来（往診）を行った場合も対象か？	前提として、 <u>協力施設以外の患者であっても外来（往診）対応を行っていただける医療機関としての登録が必要です</u> 。原則としては、事前に県から要請があった場合に対象となりますが、施設の嘱託医や協力医療機関等の場合は、 <u>保健所が施設内療養を決定したことをもって、施設内感染が収束するまでの間における療養者への外来（往診）については、事前に県から要請があったものとみなします</u> 。施設内療養者への外来（往診）の実績があった場合は、事後速やかに（翌開庁日を目途に）県医務課新型コロナウイルス感染症医療支援担当に連絡してください。事前に要請があったものとみなしたものでも事後に県から要請書を送付し、報告書を速やかに作成していただく必要があります。 ※内容によっては要請があったものとみなすことができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
43	その他	自宅療養者等に対する院外処方はどうすればよいか？	通常の医療連携と同様に実施されることを想定しています。自宅療養者の家族等支援者が処方箋の交付を受け、薬局の営業時間内に薬を受け取るか、薬局の従事者が配達したりする方法を想定しています。夜間等上記対応では困難な場合は、自宅療養支援センターとの受診調整時にご相談ください。